

令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めている。

青森地方法務局の令和4年（暦年）における人権侵犯事件に対する取組状況は、以下のとおりである。

- 新規救済手続開始件数 84件（対前年比54.2%）
 - 処理件数 81件（対前年比52.6%）
- 【新規救済手続開始件数からみた特徴】
- ① 暴行・虐待に関する人権侵犯事件が全類型で最多
26件、前年から25件減少（対前年比51.0%）
 - ② 強制・強要に関する人権侵犯事件が増加
16件、前年から1件増加（対前年比107.7%）
 - ③ 住居・生活の安全関係に関する人権侵犯事件が減少
15件、前年から24件減少（対前年比38.5%）
 - ④ プライバシー関係に関する人権侵犯事件が減少
14件、前年から11件減少（対前年比56.0%）

1 令和4年中に取り扱った人権侵犯事件数の動向

(1) 開始件数

令和4年中に新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は84件であり、前年から71件減少した（対前年比54.2%）。

（内訳）

- ◆ 公務員・教育職員等によるものが7件（前年から1件増加（対前年比116.7%））
- ◆ 私人間によるものが77件（前年から72件減少（対前年比51.7%））

(2) 処理件数

令和4年中に処理した人権侵犯事件数は81件であり、前年から73件減少した（対前年比52.6%）。

（内訳）

- ◆ 公務員・教育職員等によるものが7件（前年から1件増加（対前年比116.7%））

- ◆ 私人間によるものが74件（前年から74件減少（対前年比50%））

処理内訳別にみると、「援助」が78件（全処理件数の96.3%）で最も多く、次いで「要請」が2件（2.5%）となっている。

このほか、「侵犯事実不明確」が1件（1.2%）ある。

「援助」 被害者等に対し、関係行政機関又は関係ある公私の団体への紹介、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言その他相当と認める援助を行うこと。

「要請」 人権侵犯による被害の救済又は予防について実効的な対応をとることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること。

2 令和4年中に救済措置を講じた具体的事例

《 インターネット上における名誉感情侵害事案 》

被害者の個人情報のほか、虚偽の内容がインターネット上のウェブサイトに掲載されているとして、被害者からの申告を端緒に調査を開始した事案である。

当局が調査した結果、被害者を侮辱する内容が掲載されており、個人の名誉感情の侵害が認められたため、当局からサイト管理者に対し削除要請を行ったところ、当該掲載情報が削除されるに至った。

（措置：「要請」）

3 添付資料

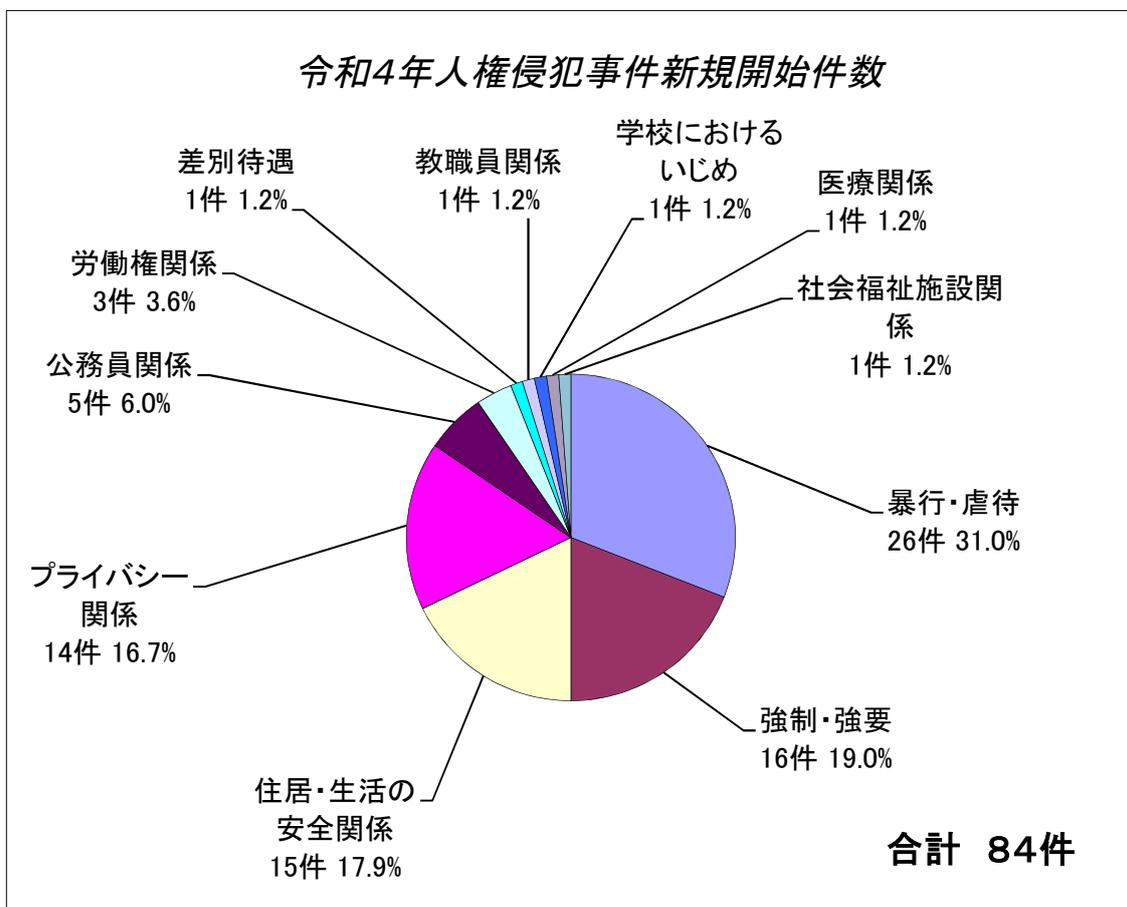
- (1) 人権侵犯事件統計資料（資料1-1、1-2）
- (2) 女性の人権ホットライン統計資料（資料2）
- (3) 子どもの人権110番統計資料（資料3）

令和4年中に新規救済手続を開始した人権侵犯事件

令和4年中に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は84件であり、前年から71件減少した（対前年比54.2％）。

○ 人権侵犯事件新規開始件数（前年比較）

	令和3年	令和4年	対前年比
暴行・虐待	51件	26件	51.0%
強制・強要	15件	16件	106.7%
住居・生活の安全関係	39件	15件	38.5%
プライバシー関係	25件	14件	56.0%
公務員関係	0件	5件	--
労働権関係	12件	3件	25.0%
差別待遇	6件	1件	16.7%
教職員関係	5件	1件	20.0%
学校におけるいじめ	1件	1件	100.0%
医療関係	1件	1件	100.0%
社会福祉施設関係	0件	1件	--
合計	155件	84件	54.2%



「女性の人権ホットライン」（令和4年1月～令和4年12月）

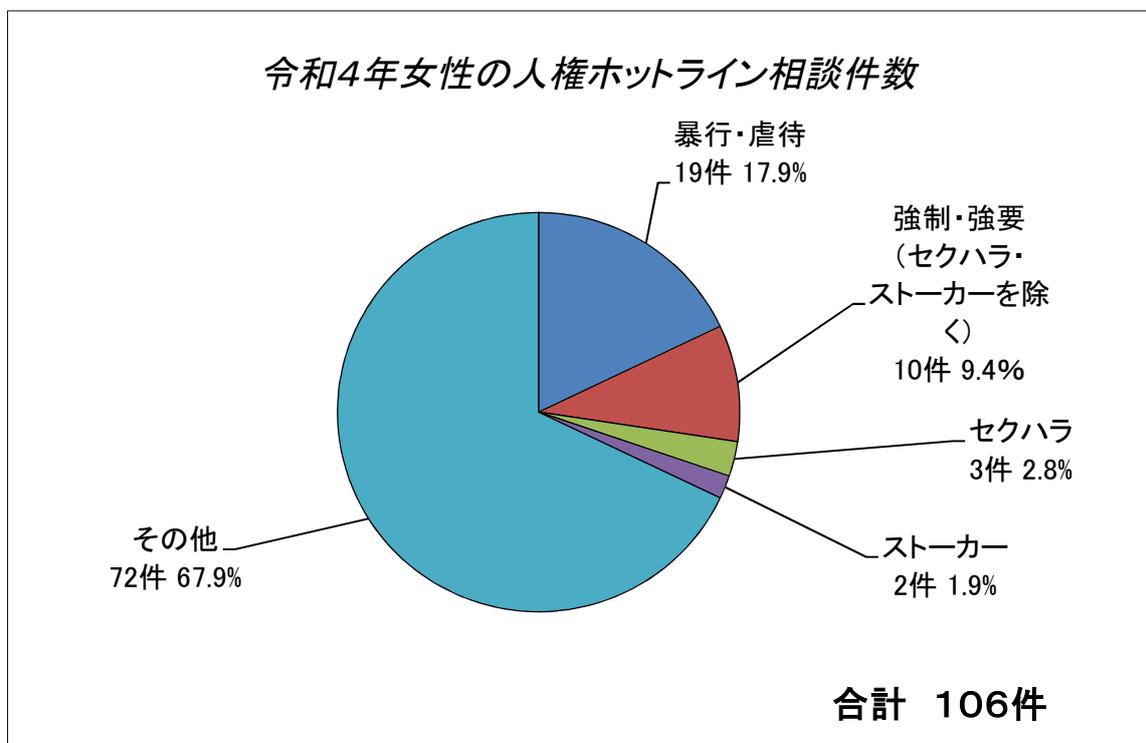
○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。

令和4年は、11月18日（金）から同月24日（木）まで、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を実施した。

○ 女性の人権ホットライン相談件数（前年比較）

	令和3年	令和4年	対前年比
暴行虐待	15件	19件	126.7%
強制・強要(セクハラ・ストーカー除く)	7件	10件	142.9%
ストーカー	4件	3件	75.0%
セクハラ	2件	2件	100.0%
その他	60件	72件	120.0%
合計	88件	106件	120.5%



「子どもの人権110番」（令和4年1月～令和4年12月）

○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等を始めとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。

令和4年は、8月26日（金）から9月1日（木）まで、全国一斉「子どもの人権110番強化週間」を実施した。

○ 子どもの人権110番相談件数（前年比較）

	令和3年	令和4年	対前年比
いじめ	19件	11件	57.9%
体罰・その他教職員関係	6件	8件	133.3%
暴行・虐待	8件	7件	87.5%
その他	81件	63件	77.8%
合計	114件	89件	78.1%

